

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年2月26日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、請求者から提出された賞与明細書及び事業主から提出された同僚の賃金台帳により、請求者は請求期間①から⑦までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は20万2,000円、請求期間②は24万3,000円、請求期間③は29万8,000円、請求期間④は20万4,000円、請求期間⑤は27万2,000円、請求期間⑥は20万4,000円、請求期間⑦は27万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

あったのかを教えてもらい、私が記憶している平成15年から平成17年までの基本給から請求期間①から⑤までの賞与額を算出したので、当該賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間⑥について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間⑥において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間⑥に係る標準賞与額については、請求者の上記賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から15万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑥について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①から⑤までについて、A事業所は、請求期間①から⑤までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑤までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑤までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、事業主は、請求期間①から⑤までの賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種のものであっても異なることがあった旨回答している。また、請求者は、平成15年から平成17年までの基本給を確認できる給与明細書を所

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900249号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900049号

## 第1 結論

請求期間②について、請求者のA事業所における標準賞与額を22万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月20日

② 平成16年8月5日

③ 平成17年8月5日

④ 平成17年12月20日

⑤ 平成18年8月5日

⑥ 平成18年12月20日

私は、請求期間①から⑥までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑥までに係る賞与の記録が無い。

請求期間②については、賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)を提出するので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間①及び請求期間③から⑥までについては、賞与明細書は所持していないが、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

また、請求者は、平成 15 年分及び平成 17 年分給与所得の源泉徴収票を提出しているところ、平成 15 年の給与明細書は所持しておらず、平成 17 年の給与明細書は一部期間のみ所持しており全月分を所持していない旨陳述していることから、当該源泉徴収票から、請求期間①、③及び④に係る賞与支給額及び保険料控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び請求期間③から⑥までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び請求期間③から⑥までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

ることができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書は処分してしまい現在は所持していない旨陳述していることから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、事業主は、請求期間①から⑦までの賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種の者であっても異なることがあった旨回答している。また、請求者は、平成15年から平成18年までの基本給を確認できる給与明細書を所持していない上、複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成15年から平成19年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者の基本給から、請求者の請求期間①から⑦までに係る賞与支給額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

ついて、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、請求者は、平成16年及び平成17年の一部期間の月例給に係る給与支給明細書（以下「給与明細書」という。）を提出しているところ、事業主は、請求期間②から⑤までの賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種の者であっても異なることがあった旨回答している。また、複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成15年から平成19年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者から提出された給与明細書により確認できる基本給から、請求者の請求期間②から⑤までに係る賞与支給額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

し改姓していることが確認できるところ、払出簿によると、請求者の氏名は昭和44年6月4日に氏名変更されていることが確認でき、請求者に係る請求期間の脱退手当金が同年6月25日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられる。

このほか、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。